

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成3年1月まで  
市役所で「65歳まで加入をして保険料を納付した方が有利です。」と説明を受け60歳になったとき国民年金に再加入して保険料を5年間納付したのに申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

国民年金保険料の納付方法及び保険料額については、記憶に無いが国民年金保険料の支出を記録した日誌を所持している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は60歳到達後、市役所において国民年金の任意加入手続を行い保険料を納付したと主張しているが、市役所の被保険者異動履歴記録及び社会保険庁（当時）の記録では、申立人の国民年金の任意加入申出日は平成3年2月15日と確認でき、また、申立人は国民年金の任意加入対象者であるため、申立期間はさかのぼって国民年金への加入、保険料納付ができない期間であり、これ以外に申立人が国民年金に任意加入した事情は見当たらない。

また、申立人の再加入手続の時期及び保険料の納付に関する記憶は曖昧であり、申立期間の加入及び納付状況等が不明である。

一方、申立人が所持している「週刊日誌“88”」の出金記録欄には、「63年1月、2月、3月、年金7,400円」と記載されていることが確認でき、当該金額は当時の国民年金保険料額と一致するとともに、記載内容も申立期間当時に記載されたものと認められることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料については納付していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和38年12月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年3月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から40年4月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和38年12月1日から40年3月31日までの期間に欠落が生じている。昭和38年12月1日にA社本社から同社C支店へ転勤しただけであり、記録が抜けているのはおかしい。在籍証明書、業務経歴書があるので、申立期間を厚生年金保険加入期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、国民健康保険組合の加入記録、B社が提出した在籍証明書、賃金台帳記録及び同社の事務担当者の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(同社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社本社から同社C支店への異動日については、申立人が保管する業務経歴書(技術者カード)に昭和38年12月からDの工事に従事した記載があること、及びB社の事務担当者が「申立人は本社を昭和38年12月1日に資格喪失した後、C支店の管轄であるE事業所に勤務したと思われる。」と供述していることから、38年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管する賃金台帳記録から、昭和38年12月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年3月までは2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないこと、及びB社の事務担当者が「申立人に係る昭和38年12月1日付資格喪失手続の後の書類が見当たらない。」と供述していることから、事業主から社会保険事務所への申立期間の資格取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る38年12月から40年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 447

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年4月までの期間及び44年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年12月から43年4月まで  
② 昭和44年10月から50年3月まで

昭和42年12月に会社を退職し故郷に帰ってきた時、国民年金に加入するよう親に勧められ、父が加入手続をしてくれた。

昭和45年3月に結婚したが、国民年金保険料は結婚するまでは父が納付しており、結婚後は夫の分と一緒に自分が納付組織の役員を通じて納付していた。

国民年金保険料を納付していたことを憶えているのに、社会保険庁（当時）の記録では申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和51年2月に払い出されたことが推認でき、この時点において、申立期間①及び②のうち44年10月から48年12月までは時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

また、昭和49年1月から50年3月までの期間については、過年度納付によらなければ国民年金保険料を納付することができない期間であるが、申立人は当該期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付したとする記憶は無く、当該期間は納付組織を通じて納付したと供述しているところ、制度上、納付組織を通じて過年度納付することはできないなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考え難い上、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の結婚（昭和45年3

月) 前の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月15日ごろから同年9月10日ごろまで

昭和19年6月15日ごろから同年9月10日ごろまでの間、A町(現在は、B市)のC社D事業所に、E村(現在は、F市)の青年14人と共に「G隊」の隊員として3か月勤務した。社会保険事務所(当時)に自分の年金の加入記録を照会したが、同社での労働者年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。当時はHとして午前6時から午後4時ごろまで勤務したので、申立期間を労働者年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のC社D事業所に勤務した経緯及び勤務状況に係る具体的な申立内容により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社D事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、申立人が記憶している「G隊」隊長及び同僚の氏名の記載も見当たらず、連絡先が不明であることから、申立人の当該事業所での勤務状況及び労働者年金保険料控除に係る事情について、同僚から供述を得ることができない。

また、C社は「申立人の申立期間に係る労働者年金保険の届出、保険料納付及び保険料の控除については、当時の資料が残っておらず不明である。」と回答しており、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、申立人がI事業所において昭和27年3月17日に被保険者資格を取得し、28年1月12日に資格を喪失した記録が確認できるところ、当該記録は厚生年金保険被保険者

名簿の記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月ごろから 56 年 6 月ごろまで  
昭和 51 年 6 月ごろから 56 年 6 月ごろまで、A の 8 階にあった B 事業所で働いていた。会社の慰安旅行で各地へ行った記憶があり、同僚と一緒に写った写真も持っている。同僚の名も数人覚えている。厚生年金保険に加入していたかははっきりとは覚えていないが、加入の記録をしっかりと調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司及び同僚 7 人のうちの 4 人の氏名が、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていること及び A の 8 階に C 社が経営する B 事業所があった等の申立人の記憶が、申立期間当時の同僚数名の供述の内容と一致することから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社の後継事業所である D 社は、申立期間の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も当時の給与明細等を所持していないため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、申立期間当時、C 社が経営する B 事業所に勤務していた同僚は、「B 事業所には E 係で正社員の女性が二人いたが、申立人を含めて他はパート社員だったと思う。」と供述し、また、当時の B 事業所の店長は「申立人は短時間勤務のパート社員だったと記憶する。パート社員の厚生年金保険の加入は本人との話合いで決めていた。」と供述し、さらに、後任の店長は「パート社員は厚生年金保険に加入していない人が多かったと記憶する。」と供述しているところ、申立人及び申立人が記憶する同僚 3 人については C

社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番も無い。

さらに、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間の一部期間（昭和55年4月から56年3月までの期間）は国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 941

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 4 月 5 日まで  
昭和 36 年 5 月に A 事業所（現在は、B 事業所）で面接を受け、同年 6 月から同事業所に勤務した。社会保険事務所（当時）の記録は 37 年 4 月 5 日からの加入記録なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が A 事業所に申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所で申立人と同日の昭和 37 年 4 月 5 日に厚生年金保険の資格を取得している 5 人のうち、2 人の同僚の同事業所への入社日について、申立人は、「一人は昭和 36 年 2 月、残りの一人は同年 7 月だった。」と供述しており、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、37 年 4 月 5 日に被保険者資格を取得している申立人を含めた 6 人の厚生年金保険の記号番号は、連番で払い出されていることが確認できる。

また、申立人より早く A 事業所に入社していた二人の同僚のうち一人の厚生年金保険の資格取得日は、入社日より 11 か月遅く、他の一人についても入社から 1 年遅れて被保険者資格を取得していることが当人の供述により確認でき、この同僚 2 人を含む 5 人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 36 年 8 月 5 日と記録され、厚生年金保険の記号番号も連番で払い出されていることから、同事業所は、申立人が入社する以前から職員採用後直ちに厚生年金保険の加入手続を行うことなく、複数の職員をまとめて厚生年金保険の資格取得手続を行っていたと考えられる。

さらに、B 事業所が申立人の申立期間に係る勤務期間及び厚生年金保険加

入期間について社会保険事務所（当時）に行った回答書では、同社は、申立人のA事業所での申立期間についての在籍、厚生年金保険の加入について不明と回答しており、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。